

9月議会最終日の22日、濱野議員に対する辞職勧告決議が賛成5（建部・藤堂一彦・木村・藤堂与三郎・西澤の各議員）反対3（金澤・丸山・山崎の各議員）で可決しました（濱野議員は地方自治法の規定で除斥、山田議員は議長のため採決に加わらず）、この決議は法的拘束力はないものの、疑惑問題でゆれる中、議会と議員のあるべきスジをハッキリ示したのではないのでしょうか。

なお、濱野議員はこの決議に従わないと表明。決議案への弁明・反論の機会では、「反省」は口にしたもの、行政が指名したのであり「行政の責任」をくり返し強調しました。

決議全文を紹介します（見出しは編集）。

本議会が設置した官製談合疑惑等調査特別委員会において、同委員会に付託された事案を調査する中で株式会社浜野工務店が建設業法に違反する行為が明らかになった。昨年7月、地域介護福祉空間施設および子育て支援センター建設工事（以下「福祉空間工事」と言う）を落札・受注し、建設業法の規定にある「特定建設業許可を受けることなく」4500万円の限度額を超える下請負契約を行っていたものであり、県から7日間の営業停止処分と6ヶ月の指名停止処分を受け、町からも6ヶ月の指名停止処分を受けた。

### 建設業を営む者の基本中の基本法を知らないはずがない

これは、落札・受注した際には福祉空間工事の予定価格が約1億7千万円の工事であるゆえ、自社工事能力をほとんど有しない株式会社浜野工務店にとって、法律で定める限度額を超えることは容易に予測が

## 濱野議員に建設業法違反の責任を問う

# 議会と議員のあるべきスジとは

ついたはずである。現に、昨年よりも、毎年5月1日付で指名登録業者に通知される「甲良町建設工事指名基準」と題する書面には、特定建設業許可と一般建設業許可の法的区分および「規定に違反した請負業者は、営業（指名）停止を命ずる。」と明記されており、「知らなかった」では済まされない。

もちろん、行政の担当責任者が肝心要の建設業法を無視して株式会社浜野工務店を指名業者に選定した過失は責めを負うことは言うまでもない。

しかし行政責任とは別問題として、株式会社浜野工務店の実質的経営者は、濱野圭市氏であり、建設業を営む者が基本中の基本としなければならない建設業法の規定に違反した行為は重大と言わねばならない。さらに、官製談合疑惑がらみの恐喝未遂事件の公判で、今回の件で株式会社浜野工務店が建設業法違反になることは判っていたなどとしながら、町の責任であるかのような証言を行っており、より悪質と言わねばならない。

### 「兼業禁止」違反の恐れ

また、地方自治法92条の2の当該自治体と請負業務を行う者は議員になれないとする「兼業禁止」の精神に抵触する恐れが指摘されている。これは、昨年の入札当時から濱野議員が入札行為に直接参加していること、また、談合

疑惑がらみの恐喝未遂事件でも濱野議員自身の言動が「実質的な経営者」として表れていることでも重大な意味を持つものと指摘せざるを得ない。

さらに、以上の行為に対して、幾度も機会がありながら、反省の態度が一切見られない。

以上のかかる事実は有権者の付託に依って町民と町全体の発展に寄与する議員の任務および社会規範の尊重という議員の品位と両立しないものと言わざるを得ず、自ら潔く議員を辞職し、責任を取るべきと考える。

よって、本会は濱野圭市議員に辞職勧告を行うものである。

以上決議する。

平成22年9月22日 甲良町議会

討論で金澤議員は、濱野議員は浜野工務店の代表ではない、処分を受けたのは浜野工務店であって濱野議員は同工務店の一職員なので辞職勧告は筋違い、行政の責任を追及せず個人攻撃にあたるなどの理由を述べ、辞職勧告決議に反対を表明しました。

みなさんのご意見・ご要望などお待ちしております

す



## 甲良民報

2010年10月3日 457号  
発行責任：日本共産党甲良町支部  
代表：西澤伸明 甲良町在士463  
Tel.Fax38-4949

官製談合疑惑ネタの  
恐喝未遂事件公判  
10月6日（水）10時開廷  
大津地裁 別館21号  
山口氏ほか証人尋問  
どなたも傍聴できま

メール [siga-koura463@jcp-nobuaki.com](mailto:siga-koura463@jcp-nobuaki.com) ホームページ：グーグル「西澤伸明」で検索

お元気ですか  
のぶあきです  
毎年彼岸の日には野の  
一角を赤く染めるマンジ  
ユシヤゲ。今年はやつと  
日陰の地で、真っ赤なつ  
ぼみをつけ頭をもたげま  
す。アツイアツイとぐつ  
たりしていたのがウソの  
ような秋風。体調管理も  
大変ですね。尖閣諸島沖  
の中国船衝突事件、検察  
の組織犯罪、日本列島に  
大事件が走ります。日本  
外交のありようが問わ  
れ、方や刑事裁判の信頼  
を揺るがす改ざん事件で  
す。失業率の高水準や農  
家の死活問題となる米価  
の暴落など、問題解決に  
大きな視野を向けねばな  
らぬ時期、行く手をふさ  
ぐかのような小さな町  
の小さな事件でも、けし  
て小さくはないのです。  
私達が毎日暮す町が「あ  
たり前」の町を取り戻す  
かどうか、真相解明が、  
かかった大事なたたかい  
の一つではないかと。

月3回発行（休刊：月末または月始）